

平成30年度第5回 船橋市行財政改革推進会議

普通建設事業の見直しと 公共施設マネジメントについて

平成31年2月1日 企画財政部 政策企画課·財産管理課

1. 普通建設事業の見直しについて

意見書(抜粋)

【意見書】

普通建設事業について年度間の平準化を進める等 可能な限り市債の発行を抑制する工夫が必要

【提言】

- 1. 事業の総点検と優先順位づけ
 - > 事業の必要性の総点検
 - ▶ 仕様や設備等の合理化·効率化についての徹底的な検証
 - ▶ 将来の人口動態等も踏まえた事業の優先順位付け
- 2. 計画的な都市基盤整備・公共施設等保全
 - ▶ ライフサイクルコストを踏まえた都市基盤の整備・公共施設等の保全
- 3. 大規模事業の見直し
 - ▶ 将来財政推計を勘案した、着手時期や事業時期等の平準化
 - 事業廃止や先送りも視野に入れた検討

2. 普通建設事業の優先順位付け

- ◆ 優先順位付けの手法と視点
 - ✓ ①公共建築事業、②公共建築物保全計画における事業、③都市基盤整備事業等に分類
 - ✓ 事業実施についての考え方を、短期的視点、中・長期的視点に仕分け
- ① 公共建築事業

短期的視点	中•長期的視点
● 既に工事に着手している事業	● 左記以外の事業は、可能な限り抑制する方向で検討。
■ 国や県の指針・計画等に基づき整備することが必要とされる事業	

② 公共建築物保全計画における事業

短期的視点	中•長期的視点
● 著しい劣化状況であり、改修が必要とされる事業	●「個別施設計画」により将来的に使用しない部分について は、原則保全計画の対象外とする。
● 上記事業のほか、施設の劣化度等を勘案し、国県補助金 を活用することができる事業	● 必要な措置を施すことで建物の長期使用が可能な場合に はこれを行う。

③ 都市基盤整備事業等

短期的視点	中•長期的視点
● 事業認可を得て実施している等、既に着手している事業	
● 道路、橋りょう、都市公園、河川における既存施設の改良・維持補修事業	● 左記以外の事業は、可能な限り抑制する方向で検討。
● 国・県・他自治体と協調して実施する事業	

3. 公共建築事業の適正な進行管理の徹底

◆ 公共建築事業の適正な進行管理に向けた組織体制の確立

現状と課題

- 事業進行について、全体をマネジメントする組織がない⇒ 庁内議論が不十分なまま、事業が進行
- ・基本構想時における施設に求める機能が不明確
 - ⇒実施設計段階での追加要望に伴うコストの増大
- ・設計期間が短い
 - ⇒ 追加要望が必要な機能か検討が不十分
- ・基本構想において技術的見地からの精査が不十分

「公共建築事業設計調整会」の設置

見直しの視点

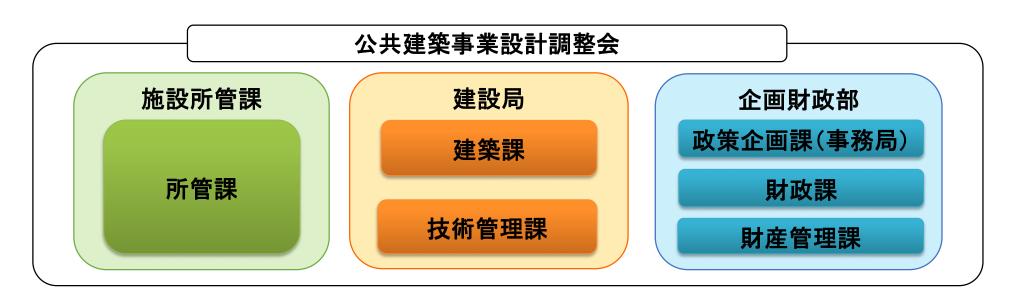
- ✓ 事業全体の適正な進行管理の徹底
- ✓ 新築・増築・改修の設計内容について、真に必要な機能が明確になるよう 協議・調整
- ✓ 仕様の見直し・統一化など、多様な視点から検証

◆ 公共建築事業設計調整会について

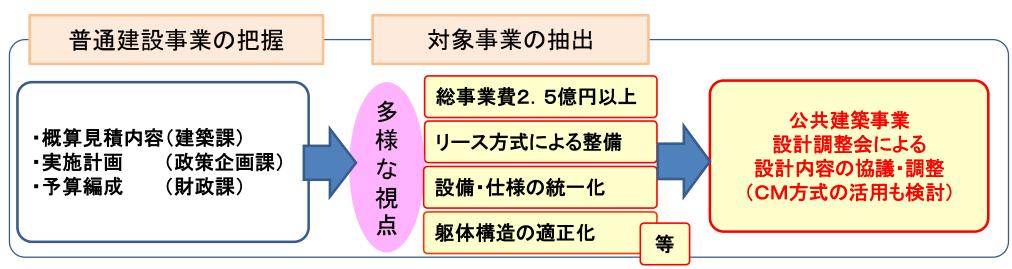
【目的】

公共建築物の新築・増築・改修の設計内容について、協議・調整することにより、 真に必要な機能を明確にし、適正な建築物を建設する。

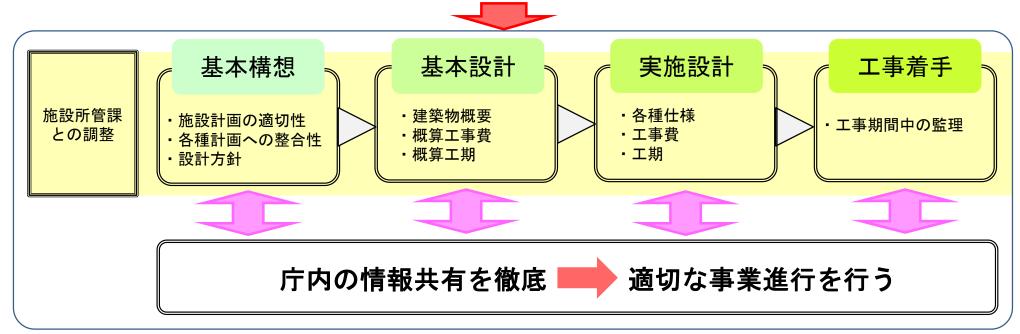
【構成課】



◆ 公共建築事業設計調整フロー



※CM方式:発注者の下でコンストラクションマネージャー(CM)が設計・発注・施工の各段階において、 設計の検討や工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の一部または全部を行う方式



4. 公共施設マネジメント

短期的視点

専門的部署の設置

個別施設計画の作成

長期的な視点で施設のあり方を検討

スペースに余裕が生じる施設・敷地の有効活用の検討

長寿命化の推進及び管理運営の効率化

・優先度を考慮した保全事業の推進 ・照明器具のLED化や遊休資産の売払い等

中•長期的視点

個別施設計画の実行